

キャラクターの使用にかかる注意事項

■使用料について

使用料については無料です。

■下記の事項を遵守してください。

- ・届出書に記載された目的及び方法で使用する事。
- ・デザイン等、定められたキャラクターを正しく使用すること。
- ・使用する物件の完成見本を速やかに市長に提出すること。
※ただし、完成見本の提出が困難なものについては、写真等で確認ができるものをもって代えることができます。
- ・キャラクターを自己のものとして商標登録を行わないこと及び他の者に商標登録させないこと。
- ・キャラクターの名前を変更して使用しないこと。

《留意点》

- ・取扱要領に違反または偽りその他不正な行為等により届出書の受理を取り消された者が、取り消しによって損害を受けることがあっても、市は、その賠償の責を負いません。
- ・名称及びデザインなど、キャラクターに関する一切の権利は、平戸市に属しています。
- ・市は、キャラクターの使用に関して生じた損失について、一切の責任を負いません。
- ・使用者は、キャラクター等を使用し作成した物品等の瑕疵により第三者に損害又は損失を与えた場合は、これに対し全責任を負い、市は損害賠償、損失補償その他の法律上の一切の責任を負いません。
- ・使用者がキャラクターの使用に際して、故意又は過失により市に損害を与えた場合は、これによって生じた損害を市に賠償しなければなりません。

以上